

## 9 各種計画等

### 9-1 音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）【第4章第7節、第5章第4節】【地震第2章第9節、第3章第5節】

○音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）

#### 第1章 総則

##### 1 目的

本町では、平成20年度から国が示した災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、災害時要援護者台帳を作成し、地域における避難支援体制づくりに取り組む自主防災組織等に、提供を行ってきた。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、犠牲となった障がい者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されている。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な人への避難支援の強化が急務となっている。

こうした状況を受け、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示した。

本町では、法改正を受けた取組として、平成28年3月に避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画を「音更町地域防災計画」に位置付け、その下位計画として本計画を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行うものとする。

災害における助け合いの考え方には「自助」「共助」「公助」があることから、本計画ではこれらの役割を明確にすることが求められる。

避難行動要支援者等の要配慮者に関して、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなど一連の行動及び避難所など制限された場所での生活を支援するために、「災害に関する自助の促進」及び「共助、公助による支援体制の構築」を推進することにより、避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的とする。

##### 2 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者等の要配慮者を含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」や、行政区、自主防災組織、近隣住民との助け合い、支え合いによる「共助」が必要となる。

このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取り組みにより、避難支援体制づくりを推進していくことが必要となる。

##### 3 計画の構成

避難支援計画は、全体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの支援方法等を定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本計画のことを指し、避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害発生時の対応など、基本的な指針を定めるものとする。

「個別計画」とは、本計画に基づき、避難などの際に特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、必要とされる支援内容や避難支援者等を個別に定めるものとする。

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

### 1 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要配慮者の情報を集約する。

また、町が把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、北海道知事その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

### 2 避難行動要支援者名簿の作成

#### (1) 情報収集の方法

要配慮者の把握によって集約した要配慮者のうち、特に人的支援を要する避難行動要支援者の情報収集については、以下の方法により行い、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 同意方式：集約した情報を基に、避難行動要支援者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方法

イ 手上げ方式：避難行動要支援者登録制度について広報・周知した後、自ら名簿への登録を希望した者の情報を収集する方法

#### (2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、避難施設で生活をする場合に、他者の配慮を必要とするなど、特に支援を要する者で、本町に住民票を置き、生活の基盤が自宅にある者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 65歳以上の高齢者世帯

イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等がある人

ウ 療育手帳の交付を受けている人

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

オ 要介護認定を受けている人で要介護2以上の人

カ その他日中ひとり暮らしをしている人、透析など適切な医療が受けられない場合に生命に問題が生じる人など災害時の支援が必要と認められる人

#### (3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする理由

キ アからカまでに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

#### (4) 避難支援等関係者となる者

町は、次に掲げる避難支援等関係者（災害発生時において、避難行動要支援者の避難支援や安否の確認、避難施設等での生活支援の実施に携わる関係者をいう。以下同じ。）と連携

して地域における避難支援体制づくりを推進する。

- ア 音更消防署
- イ 帯広警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 音更町社会福祉協議会
- オ 自主防災組織又は行政区
- カ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿情報については、災害対策基本法に基づき、本人から同意を得て、避難支援等関係者に提供し、情報の共有を図る。

(6) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、音更町個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、避難行動要支援者の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、以下の事項を遵守することとする。

- ア 個人情報の漏えいを防止すること。
- イ 名簿の管理者を決めて、管理者の管理の下で名簿を使用すること。
- ウ 名簿の紛失、破損、改ざんその他事故が起こらないように防止すること。万が一事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときには、速やかに町に報告すること。
- エ 名簿の複写はしないこと。
- オ 町から名簿の返却を求められたときは、速やかに町に返却すること。
- カ 名簿の管理者の住所、氏名等を避難行動要支援者名簿副本提供依頼書により町に届け出ること。名簿の管理者に変更があった場合及び名簿の管理者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。
- キ 名簿は施錠できる場所に保管する等安全な保管に十分な配慮を行うこと。

### 第3章 支援活動

#### 1 避難支援体制

音更町役場内に、横断的組織として「要配慮者支援班」を設け、その位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

(1) 位置付け

平常時は防災関係部局や福祉関係部局で横断的なプロジェクトチームを設置し、災害時は災害対策本部中、保健福祉対策部内に設置する。

(2) 構成

平常時は、班長を福祉課長、情報・防災課長とし、班員を福祉係、防災係職員で構成する。災害時は、基本的に福祉課職員で構成する。

(3) 業務

- ア 平常時：避難行動要支援者名簿情報の共有化、避難支援個別プラン（個別計画）の策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画、実施、広報等
- イ 災害時：避難行動要支援者の安否確認、避難状況の把握、避難誘導、避難所の救護班等との

## 連携、情報共有等

町は、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するため、避難行動要支援者個々の避難支援個別プラン（個別計画）を作成するものとし、避難支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員等から複数名を選出する。

## 2 避難のための情報伝達

### (1) 避難に関する情報

災害が発生する前に避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等を行う。

### (2) 情報伝達方法

避難準備情報等については、災害対策本部から各行政区長又は自主防災組織の代表者を通じて避難行動要支援者及び避難支援者へ直接伝達する。この際、福祉関係機関や団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

### (3) 情報伝達手段

災害時には、町広報車や報道機関による放送、その他自主防災組織等の人的ネットワークを活用して、住民への避難及び注意の広報を実施するが、避難行動要支援者に対しては次の手段の活用についても考慮するものとする。

ア 聴覚障がい者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送、FAX等

イ 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話、コミュニティFM放送等

ウ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

特に情報の収集が困難な避難行動要支援者に対しては、直接、避難行動要支援者本人に災害情報を伝達する避難支援者を選定し、災害時の避難行動要支援者安否情報収集にも努めるものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者宅及び避難支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮するものとする。

## 3 避難誘導の手段、経路等

風水害や地震等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と避難支援者、避難支援等関係者が連携し、避難支援個別プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行い、避難場所等において、避難所等の責任者へ引き継ぐものとする。

そのため、平常時から避難所担当職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にし、連携し対応する。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される箇所などの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

#### 4 安否確認

避難行動要支援者の安否確認については、各行政区や自主防災組織、関係機関、関係団体等のネットワークを活用するとともに、避難支援等関係者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

#### 5 名簿情報の提供に不同意であった者に係る避難支援等関係者への情報提供

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると町長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。

また、緊急に名簿情報を提供する場合であっても、名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

#### 6 避難所における支援方法

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害発生後速やかに仮設するものとする。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳、マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行うものとする。

避難所には避難行動要支援者の要望を把握するため、救護班等が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援等関係者の協力を得つつ避難行動要支援者用相談窓口を設けるものとし、その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性も配置するなどの配慮に努めるものとする。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとする。なお、災害発生後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体や民間事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

#### 7 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が最優先となる。避難支援個別プラン（個別計画）を作成するときに避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解していることが重要である。

また、災害発生時の状況により、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に避難行動要支援者へ周知しておくことが重要である。

## 第4章 避難支援個別プラン（個別計画）の策定

### 1 避難行動要支援者の避難支援個別プラン（個別計画）の策定

災害が発生し又はそのおそれが高まった時に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等にどのように避難させるかを事前に定めておくことが必要である。このため、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援等関係者の協力を得ながら、次のとおり避難支援個別プラン（個別計画）を策定するように努める。

### 2 避難支援個別プラン（個別計画）の作成方法

避難支援個別プラン（個別計画）の作成に当たっては、町は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる避難支援者と避難行動要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、避難行動要支援者本人と避難支援者が避難所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成するものとする。なお、避難支援者については、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援者を決めておくものとする。

また、避難支援個別プラン（個別計画）は、個人情報の保護に留意して、避難行動要支援者本人やその家族及び町、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係機関等がその情報を保有、共有し、災害時の避難行動要支援者支援に活用する。ただし、情報を提供する場合は、誓約書等の提出により守秘義務を確保することを徹底するよう努める。

### 3 避難支援個別プラン（個別計画）の更新

避難支援個別プラン（個別計画）は、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としているため、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれており、その個人情報保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、避難支援個別プラン（個別計画）の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申出があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援等関係者の協力を得て更新を行うこととする。

### 4 避難支援個別プラン（個別計画）の管理

避難支援個別プラン（個別計画）の内容は、避難支援等関係者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意するものとする。避難支援個別プラン（個別計画）を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に最善の注意を払って十分配慮することとする。